

国内経済要録

◇定期預金金利の引上げ

本行政策委員会は3月31日、最近における金融経済情勢とくに長期金利の改定(3月号「要録」参照)を考慮し、金利調整審議会の議を経て、臨時金利調整法に定める金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち「期間の定めがある預金」の金利を、4月20日から、現行の5.5%から5.75%に引き上げることを決定、同日大蔵大臣からその旨告示が行なわれた。

同時に、本行政策委員会は、ガイドラインとしての預金細目金利のうち1年もの定期預金および金融機関相互間の定期預金の利率を、4月20日以降新規預入分から、それぞれ現行の5.5%から5.75%に引き上げることを決定した。

◇輸出関係金利の変更および輸出貿易手形制度の改正

本行は、4月7日、最近におけるわが国国際収支の動向ならびに内外金利の状況などからみて、輸出金融に対する現在の優遇の度合いをある程度是正する一方、円建輸出を外貨建輸出と同様に取り扱うこととするため、次のとおり輸出関係金利を引き上げるとともに、輸出貿易手形制度の一部を改めることを決定し、5月15日から実施することとした。なお、実施までに猶予期間が設けられたのは、金利引上げによる関係業界への影響を緩和する趣旨によるものである。

(1) 輸出関係の基準割引、貸付利子歩合の変更

従来の輸出貿易手形割引歩合を期限付輸出手形割引歩合および輸出前貸手形割引歩合に区分し、それぞれ年0.75%、年1%引上げ。また、従来の輸出貿易手形を担保とする貸付利子歩合を輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合に改め、年1%引上げ。この結果、輸出関係の基準割引、貸付利子歩合は次のとおりとなる。

| | |
|-------------|--------|
| 期限付輸出手形割引歩合 | 年 5.0% |
|-------------|--------|

| | |
|------------|---------|
| 輸出前貸手形割引歩合 | 〃 5.25〃 |
|------------|---------|

| | |
|--------------------|--------|
| 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合 | 〃 5.5〃 |
|--------------------|--------|

(2) 外国為替資金貸付の貸付利子歩合の変更

外国為替資金貸付の貸付利子歩合を年1%引き上げ、年5.0%とする。

(3) 輸出貿易手形制度の改正

従来の日本銀行輸出貿易手形制度を期限付輸出手形

制度と輸出前貸手形制度に区分し、期限付輸出手形制度により本行が割り引く円建期限付輸出手形の期間を、外国為替資金貸付の対象となる外貨建期限付輸出手形の取扱いに準じ、引受け後5か月以内(現行3か月以内)に改める。なお、輸出前貸手形制度の内容は現行どおり。

◇長期貸出金利の引上げ

長期信用銀行3行および信託銀行7行は、長期貸出最優遇金利を現行の8.2%から8.5%に引き上げ、4月1日以降新規貸出分から適用することを決定したが(3月号「要録」参照)、生命保険会社、損害保険会社および農林中央金庫でも、このほど、長期貸出最優遇金利(農林中央金庫は関連産業向けの長期貸出最低金利)を現行の8.2%から8.5%に引き上げることとし、原則として4月1日以降新規貸出分から適用することを決定した。

◇農林中央金庫および商工組合中央金庫の預金金利等の年利建移行

農林中央金庫および商工組合中央金庫では、銀行等の預金金利年利建移行に追随し、4月1日から日歩建預金金利等の表示を年利建に改めることとした。

◇昭和45年度一般会計暫定予算の成立

3月31日、昭和45年度の一般会計暫定予算が成立した。その概要次のとおり。

(1) 暫定予算の期間は18日間。

(2) 歳出は、事務費、人件費、社会保障関係費、恩給費等の義務的経費および地方交付税を中心に総額6,117億円。なお新規政策費は必要最小限の社会保障関係費および出資金のみ。

(3) 歳入は租税(18日間の収納見込み額)を中心にして1,551億円。

◇政府、昭和45年度地方財政計画を閣議了解

政府は3月6日の閣議において、昭和45年度地方財政計画を了解した。概要是次のとおり。

(1) 計画規模は7兆8,979億円。前年度比増加率は18.9%と39年度(19.2%増)以来の高い伸び。

(2) 歳入面では、地方税および地方交付税(前年度比それぞれ20.3%増、21.8%増)が高い伸びを示し、このため地方公共団体の一般財源(地方税、地方譲与税および地方交付税)は、5兆1,770億円と前年度に比べて21.0%増加し、その歳入総額に占める割合も65.5%と既往最高の水準になった。

また地方債も、過疎対策事業債の新設(130億円)もあって前年度比25.4%増。なお、地方財政計画に計上する地方債に公営企業債等を加えた地方債起債総額(地方債計画)は9,082億円と前年度比15.7%増。

(3)歳出面では、まず投資的経費が前年度比23.9%増と39年度(24.4%増)以来の高い伸び。とくに国庫補助負担金を伴わない地方単独事業は、道路整備(4,345億円、38.2%増)、過密・過疎等対策事業(1,831億円、33.6%増)、広域市町村圏整備事業(208億円、新設)等を中心前年度比30.7%の著増。

一方、地方財政硬直化の主因であった給与関係経費は、一般職員(義務教育職員、警察官等を除く)の定員管理徹底化により前年度比14.8%増に抑えられ、歳出総額に対する割合は31.9%(前年度33.1%)に低下したが、反面公債費は地方債の累増に伴って前年度比21.0%増。

昭和45年度地方財政計画

(単位・億円)

| 項 | 目 | 45年度 計 画 | 44年度計画比 | | 44年度 の対前 年度比 増加率 |
|--------|--------------------|----------------|---------------|---------------|---------------------------|
| | | | 増 (a) 額 | 減 (a) 率 | |
| 歳 入 | 地方税 | 33,748 | 5,750 | 20.5% | 20.3% |
| | 地方譲与税 | 1,097 | 185 | 20.3 | 16.0 |
| | 地方交付税 | 16,925 | 3,033 | 21.8 | 25.0 |
| | 国庫支出金 | 20,040 | 2,581 | 14.8 | 12.5 |
| | 地方債 | 3,632 | 735 | 25.4 | 23.9 |
| | その他とも計 | 78,979 | 12,582 | 18.9 | 18.5 |
| 歳 出 | 給与関係経費 | 25,225 | 3,247 | 14.8 | 10.9 |
| | 一般行政経費 | 15,426 | 2,368 | 18.1 | 19.0 |
| | 公債費 | 3,091 | 537 | 21.0 | 6.6 |
| | 投資的経費 | 30,403 | 5,873 | 23.9 | 22.6 |
| | 直轄事業負担金 | 1,136 | 273 | 31.6 | 16.6 |
| | 国庫補助負担金 を伴うもの | 15,913 | 2,458 | 18.3 | 13.3 |
| | 国庫補助負担金 を伴わないもの | 13,354 | 3,142 | 30.7 | 38.2 |
| | 公営企業繰出金 | 1,348 | 200 | 17.4 | 67.3 |
| その他とも計 | | 78,979 | 12,582 | 18.9 | 18.5 |

◇44年度国債の再減額決定

政府は3月28日、44年度国債の発行額を、補正予算に

おける400億円減額(発行収入金ベース、以下同じ)に続いてさらに374億円減額することを決定した。この結果、44年度の国債発行額は当初予定の4,900億円に対し774億円減額され4,126億円となった。

◇米ドル建現地貸金利の改訂

本邦甲種外国為替公認銀行では、最近における米国短期金利の低下傾向にかんがみ、米ドル建現地貸金利を次のとおり改訂した。

| | (改訂前) | (3月30日以降) |
|----|-----------|-----------|
| 一般 | 10.125%以上 | 9.625%以上 |
| 優遇 | 9.875 // | 9.375 // |

◇英ポンド建現地貸金利の改訂

本邦甲種外国為替公認銀行では、英国の公定歩合引下げ(3月5日、8.0→7.5%)およびこれに伴う現地短期金利の低下傾向にかんがみ、英ポンド建現地貸金利を次のとおり改訂した。

| | (改訂前) | (3月9日以降) |
|--|--------|----------|
| | 9.5%以上 | 9.2%以上 |

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

| 買取手形期間 | 変更前 | 3月 | 3月 | 3月 | 3月 | 3月 | 3月 | 3月 | 4月 |
|--------|------|-------|-----|-------|------|-------|-----|------|-----|
| | | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 全期間 | 7.75 | 7.625 | 7.5 | 7.375 | 7.25 | 7.125 | 7.0 | 6.75 | 7.0 |

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、米ドル建輸入ユーランス金利(3ヶ月、4ヶ月ものとも)の最高限度を次のとおり改訂した。

| | 改訂前 | 3月 | 3月 | 3月 | 3月 | 3月 | 3月 | 3月 | 4月 |
|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | | 5日以降 | 9日以降 | 16日以降 | 17日以降 | 23日以降 | 25日以降 | 27日以降 | 3日以降 |
| 信用状つき | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 状つき | 10.75 | 10.625 | 10.5 | 10.375 | 10.25 | 10.125 | 10.0 | 9.75 | 10.0 |
| 信用状なし | 11.0 | 10.875 | 10.75 | 10.625 | 10.5 | 10.375 | 10.25 | 10.0 | 10.25 |